

## 別添

規則等の名称	審査基準（自己の本人確認情報の開示・訂正）
根拠法令	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
趣旨	<p>自己の本人確認情報の開示について、住民基本台帳法第30条の32により「何人も、都道府県知事又は機構に対し、第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示（自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定されており、その訂正については、住民基本台帳法第30条の35により「都道府県知事又は機構は、第三十条の三十二第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。」と規定されている。</p> <p>今回は住民基本台帳法の規定に基づき、審査基準を整備するものである。</p>
概要	<p>自己の本人確認情報を開示・訂正する場合の審査基準を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・開示請求者が本人又は法定代理人であること。</li></ul> <p>（個人番号カード、運転免許証等により確認。法定代理人の場合は、本人であることの確認書類及び戸籍謄本等当該法定代理人の資格を証明するために必要な書類で確認。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・請求の趣旨、内容等が開示請求として対応すべきものであること。</li><li>・開示請求書又は訂正申出書の記入事項が適正であること。</li></ul>
施行日	令和5年3月1日
県民意見等を募集しなかった理由	国の行政機関が行政手続法の規定による意見公募手続を経て定めた命令等または他の実施機関がパブリックコメント手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等であるため。
その他参考事項	